

＜＜ 倶知安町既存住宅耐震診断・耐震改修補助金交付について ＞＞

【 目的 】

倶知安町内に建設されている既存住宅の耐震診断及び耐震改修を行う者に対し、その要する経費の一部を補助することにより、耐震化の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

【 補助の対象 】

＜ 補助の対象となる住宅は、以下の要件すべてに該当するものです。 ＞

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、これから耐震診断・耐震改修を行う予定のもの。（住宅とは戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅をいう。）
- ② 耐震診断・耐震改修を行おうとする者が自ら居住の用に供している住宅で、区分所有の住宅にあつては、管理組合の決議等を経ていること。
- ③ 建築物から隣地境界又は道路境界までの水平距離が 7m 以内、共同住宅にあつては建物高さ以内であること。
- ④ 町税の滞納がないこと。
- ⑤ 耐震診断及び耐震改修に関して、町内に本社を持つ法人・個人事業種に発注すること。
- ⑥ 建築基準法等に、明らかに法令違反がないこと。

＜ 耐震改修補助に関しては以下の要件も該当することが必要です。 ＞

- ⑦ 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの。

【 補助金の額 】

＜ 耐震診断の補助額 ＞

耐震診断に要する費用の 1/2 に相当する額で、15 万円を限度（1,000 円未満の端数切捨て）

＜ 耐震改修の補助額 ＞

耐震改修に関する補助金額は次に掲げる額の合計となります。

- ①耐震改修に要する経費の 2/10 に相当する額で 80 万円を限度（1,000 円未満の端数切捨て）

- ②租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額

※①の額の算定に当たっては、当該額からあらかじめ②の額を差し引くものとするため、②で 20 万円特別控除を受ける場合は、町からの耐震改修補助を受けることが出来ません。

※耐震改修の補助対象経費には実施に伴う附帯工事（外壁、屋根の更新、断熱改修等）に係る経費も含まれます。

※ 耐震診断の結果、耐震性を満たさないと判断された住宅において耐震改修工事を実施した場合に限り、耐震診断費用に対する補助金を交付します。